

地方分権の推進に関する意見書

地域や住民のニーズに的確に対応した地域社会をつくるためには、住民に身近な行政サービスは可能な限り地方自治体が担うという観点から、国と地方の役割を抜本的に改めることが必要不可欠である。それと同時に、国庫補助負担金の改革を行い、地方の自主財源の確保を図ることにより、地方の自由度の拡大に努めなければならない。

しかしながら、政府が現在の国の枠組みに固執した結果、「三位一体改革」は国庫補助負担金の補助率引き下げという手法の多用により、国の権限を温存した内容に終わっている。

よって、国会及び政府においては、下記のとおり、真の地方分権を推進するための諸施策が行われるよう強く要望する。

記

- 1 住民に身近な市町村の役割を重視する観点から、国・都道府県・市町村の役割を明確にした上で、国から地方へ事務事業と税源の移譲を進めること。
- 2 実情にそぐわない必置規制・基準の廃止を進めるとともに、補助率の引き下げではなく、国庫補助負担金そのものを廃止する真の国庫補助負担金改革を実施するなど、地方公共団体の権限の自由度を拡大すること。
- 3 税源移譲に伴って地方公共団体間の格差が拡大することがないように、適切な財政調整機能を持つ交付税制度の改革を図ること。
- 4 地方自治体の財政を健全化させるため、債務等の財政状況の透明性を高める制度を設けること。
- 5 地方分権を推進するに当たっては、国と地方の対等な立場での協議を法制化するとともに、地方の提言等について真摯に検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年（2006年）10月26日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣

（提出者）全議員